

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 意見書案の協議結果について**

三石委員長 初めに、意見書案の協議結果についてである。  
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。  
意見書案は、1番及び5番が原案のとおり、また4番が文言修正の上で、以上3件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。  
また、意見の一致に至らなかった意見書案、2番が、会派から意見書議案として提出される。

**2. 議事手続について**

**(1) 委員会に付託してあった議案**

三石委員長 次に、議事手続についてである。  
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案16件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。  
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

**ア 委員長報告に対する質疑**

三石委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。  
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

**イ 討論**

三石委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

**(2) 意見書議案**

三石委員長 次に、3ページの資料3、意見書議案についてである。  
3ページの議発第4号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書」議案から、8ページの議発第6号「住宅の耐震化推進施策の抜本的強化を求める意見書」議案までの計3件の意見書議案については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
次に、10ページの議発第7号「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

三石委員長

それでは、特に申し出がないので、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
以上、ここまでが議事手続についてである。  
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

三石委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了承)

### 3. 12月定例会の開催時期について

三石委員長

次に、13ページの資料4、12月定例会の開催時期についてである。  
事務執行上のめどとして正副委員長案を作成している。  
12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

### 4. 継続審査調査の申し出について

三石委員長

次に、14ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。  
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

### 5. 虚礼廃止の広報について

三石委員長

次に、15ページの資料6、虚礼廃止の広報についてである。

公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等のあいさつ状は制限されている。これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、15ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始のごあいさつとして掲載することも、あわせて御了承願う。

(了 承)

**6. 高知県債権管理条例に基づく債権放棄にかかる議会報告について**

三石委員長

次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄にかかる議会報告についてである。このことについては、総務部長から発言を求められているので、総務部長、説明願う。

梶総務部長

お手元の高知県債権管理条例に基づく債権放棄にかかる議会報告についての資料をごらん願う。

高知県債権管理条例については、本年2月議会に御審議いただき、4月から施行している。この条例は、債権放棄について、500万円以下の債権であって、債務者に強制執行の対象となる財産などが無い場合、あるいは強制執行することによって生活を著しく急迫させるおそれがある、また債務者の所在が不明であるときなど一定の要件を満たした場合には、知事において債権放棄ができると定めている。その上で条例第15条では、債権放棄をしたときは議会に報告をしなければならないと定めている。

今回お諮りしたいのは、この報告の内容や報告についてである。具体的には、3ページの様式により、債権放棄したことについて報告したいと考えている。報告の内容は件数、金額、債権の種類など総括的なものであるが、詳細は4ページの様式で別紙として、債権ごとに債務者の住所、氏名や金額、そして条例のどの条項で債権放棄をしたのかなどを記載するようにしている。そして、報告書と別紙は、開会日に議場配付するとともに、別紙については、それぞれの所管常任委員会においても配付して説明したいと考えている。

一方、この別紙に債務者の住所、氏名が含まれることになる。債権によっては、例えば地域改善対策の進学奨励資金の債権を放棄する相手方の住所や氏名を記載すると、人権侵害につながるおそれがあるのではないかと考えている。議会に提出させていただく文書における個人情報の取り扱いについて、平成15年に議会運営委員会で御決定いただいた例があり、5ページの資料で、総務部長通知として庁内で周知しているものの抜粋である。ここには、地方自治法第96条の議決事件、あるいは地方自治法第180条第1項の知事の専決処分の場合の個人情報の取り扱いについて記載している。原則として個人情報を記載するが、配慮が必要な場合は、その都度議会運営委員会に諮って取り扱いを決定することとしている。これまで、例えば県立病院の医療事故の相手方の個人情報を記載しないこととさせていただくなど、さまざまな案件を議会運営委員会にお諮りしている。今回の条例による債権放棄についても、これまでと同様の取り扱いとしたい。

2ページは、県の個人情報保護条例及びその規則の抜粋である。個人情報保護条

例においては、一般の個人情報よりも一段高い保護が必要な個人情報として、要配慮個人情報という区分を設けている。先ほど、地域改善関係と申し上げたが、これは条例第2条第2号の社会的身分に該当する。債権放棄の報告についても、この個人情報保護条例の考え方に沿った取り扱いが適切ではないかと考えている。お諮りしたい内容は、「原則として、債権放棄の相手方、債務者の個人情報を記載して報告する。ただし、高知県個人情報保護条例で定める要配慮個人情報は記載しない」という取り扱いにしたいと考えている。厳密に言えば、要配慮個人情報は本人だけの情報となるが、家族等の情報であっても債権の名称、住所、氏名等をあわせて記載することにより、結果として要配慮個人情報につながる場合がある。そういった場合も含めて、報告書に記載しない取り扱いとしたい。この地域改善進学奨励資金のほかにも、平成28年度末で収入未済額がある債権を下に例示している。この中には債権放棄に至らないものも多くあることも見込まれ、逆に今後、記載していない新たな債権が生じる可能性もある。そのようなことも踏まえ、今回の議会運営委員会においては、議会報告と個人情報の原則的な方向性をお諮りし、実際に債権放棄を行う議会の議会運営委員会において、債務者の住所、氏名を記載しない具体的な債権の種類を報告したいと考えている。

参考に、債権放棄は原則として年度末に一括して行うので、毎年6月定例会に報告することとなる。その際、開会前の議会運営委員会で、具体的にどの債権について債務者の住所、氏名等を記載しないこととしたのか御報告したい。

三石委員長

何か、質問はないか。

(なし)

三石委員長

それでは、個人情報の取り扱いについて、御協議願う。

(なし)

三石委員長

それでは、債権放棄にかかる報告時の個人情報の取り扱いについては、総務部長から説明があった案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

## 7. その他

三石委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

三石委員長

それでは、本日の協議事項は、以上である。  
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

## H29.10.12 議会運営委員会

三石委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。